

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体が果たす役割が拡大するなか、経済財政諮問会議においては、2020年のプライマリーバランスの黒字化をはかるため、社会保障と地方財政が二大ターゲットとされ、歳出削減にむけた議論が進められています。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、不可欠なサービスが削減されれば、国民生活と地方経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2016年度の地方財政計画、地方交付税総額の維持・拡大にむけて政府に下記の通り対策を求めます。

記

1. 社会保障、被災地復興、環境対策、地域交通対策、人口減対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。とくに、策定する財政再建計画において、地方一般財源総額の現行水準の維持・確保を明確にすること。
2. 子ども・子育て新制度、地域医療構想の策定、地域包括ケアシステム、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保と地方財政措置を的確に行うこと。
3. 震災復興に係る財源措置については、集中復興期間が終了する2016年度以降も継続すること。
4. 法人実効税率の見直し、自動車取得税の廃止など各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証したうえで、代替財源の確保など、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。
5. 小規模自治体に配慮した段階補正の強化、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握について、引き続き対策を講じること。
6. 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」及び「まち・ひと・しごと創生事業費」については、現行水準を確保すること。また、これらの財源を臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障や環境対策など経常的に必要な経費に振替えること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(平成27年6月30日 可決)

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(経済財政政策担当)
内閣官房長官

あて